

### こんな場合は自動車保管場所（車庫）証明申請が必要です

- ・ 新規登録…新車を新たに購入する場合
  - ・ 移転登録…所有者が変更となる場合
  - ・ 変更登録…住所、事業所の所在地等を変更した場合
- ※ 軽自動車は、使用の本拠の位置が「金沢市」、「小松市」の場合は、保管場所届出が必要です。
- 自動車の保有者は、保管場所を確保しなければならないことが義務付けられています。上記に該当する場合は、警察署へ申請することになっています。

### 自動車保管場所（車庫）の要件

- ・ 駐車場、車庫、空き地等が自動車の使用の本拠地の位置（住所や事業所）から2キロメートル以内にあること。
  - ・ 自動車が道路から支障なく出入りすることができ、車両全体を収容できる大きさであること。
  - ・ 自動車の保管場所として使用できる権原を有すること。
- ※ 私道を保管場所として使用することはできません。

### 自動車保管場所（車庫）申請の受付窓口

車庫証明手続きは、車の保管場所（車庫）を管轄する警察署で行います。

### 必要書類

1. 自動車保管場所証明書と 保管場所標章交付申請書（様式PDF）  
（軽自動車の場合は、自動車保管場所届出書と保管場所標章交付申請書（様式PDF））
2. 保管場所の所在図及び配置図（様式PDF）
3. 保管場所が使用できること（使用権原）を明らかにする書面（1通）
  - (1) 保管場所の土地建物が申請人本人の場合  
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式PDF）
  - (2) 保管場所の土地建物が他人の場合、下記のいずれか1通
    - ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
    - ・ 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合は、駐車場を賃借している者であれば、通常、有している駐車場の料金の領収書等（賃貸借の内容が記載されたものに限る）
    - ・ 保管場所使用承諾証明書（土地・建物が共有の場合は全員）（様式PDF）
    - ・ 以上のものが作成しがたい場合において、当該自動車の使用に関連のある都市基盤整備公団等の公法人が該当自動車の保有者が保管場所として使用する権限を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書
    - ・ その他使用の権原を証明する書類については、受付窓口へご相談ください。
4. その他  
申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合、以下のような確認ができる書類が必要となる場合があります。
  - ・ 電話、ガス、水道などの公共料金の領収書
  - ・ 居住の実態又は営業の実態が確認できる書面（郵便物）等※（様式PDF）は、石川県警察本部ホームページからダウンロードできます。

### 手数料

- ※ 手数料は、石川県証紙でお支払いください。
- <新規登録>2,700円（保管場所証明代2,200円、標章交付代500円）  
（軽自動車は500円（標章交付代））
- <再交付>500円（標章交付代）

### 【お問い合わせ先】

申請先の警察署又は石川県警察本部交通部交通規制課  
石川県警察本部交通部交通規制課  
電話 076-225-0110（内線5175）